



平成27年5月8日

各 位

会 社 名 丸紅建材リース株式会社  
代表者名 代表取締役社長 清水 教博  
(コード番号：9763 東証第一部)  
問合せ先 取締役経理部長 猪田 忠  
(TEL 03-5404-8200)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の第47回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

取締役および監査役に期待される役割を十分発揮できるように、また社内外を問わず広く適切な人材を確保するため、会社法の規定に基づき、第28条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）を新設するとともに、条数の繰下げを行うものであります。

なお、第28条の新設議案を株主総会に付議するに際しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月24日（水）（予定）
定款変更の効力発生日	平成27年6月24日（水）（予定）

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 (抜粋)	変更案
<p data-bbox="376 389 609 423">【 新 設 】</p>          <p data-bbox="376 1117 609 1151">【 新 設 】</p>	<p data-bbox="772 389 1118 423"><u>第28条 (取締役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="825 441 1355 665">当社は、会社法第426条第1項の規定により、 取締役会の決議によって、同法第423条第1項 の取締役 (取締役であった者を含む。) の損 害賠償責任を法令の限度において免除するこ とができる。</p> <p data-bbox="772 683 1355 958">② 当社は、同法第427条第1項の規定により、 取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) と の間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。但し、当該契 約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定す る額とする。</p> <p data-bbox="772 1021 1007 1055">第29条～第38条</p> <p data-bbox="772 1117 1118 1151"><u>第39条 (監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="825 1169 1355 1393">当社は、会社法第426条第1項の規定により、 取締役会の決議によって、同法第423条第1項 の監査役 (監査役であった者を含む。) の損 害賠償責任を法令の限度において免除するこ とができる。</p> <p data-bbox="772 1411 1355 1635">② 当社は、同法第427条第1項の規定により、 監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責 任を限定する契約を締結することができる。但し、 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が 規定する額とする。</p> <p data-bbox="772 1697 1007 1731">第40条～第43条</p> <p data-bbox="772 1794 1007 1827">第44条～第47条</p>

以 上